今年度文化振興重点施策

丸山邦雄氏の偉業をたたえ

略歴

長野縣下水内郡柳原村
丸山幸作二男
丸山邦雄

立候補に際し謹んで九萬有權者各位の
純情と義俠心に訴ふ
衆議院議員
候補者 丸山邦雄

丸山　邦雄（まるやま くにお）【明治 36（1903）年～昭和 56（1981）年】
飯山市 富倉地区 滝ノ脇出身。昭和 20 年の終戦後、旧満州では日本人の移動が制限され、大勢の日本人が帰国できないまま、飢えや寒さ、病気に苦しんでいた。当時現地で暮らしていた丸山邦雄氏らは、そうした現状を世界に発信しようと旧満州を決死の思いで脱出。日本に戻り連合国軍総司令部（GHQ）などに引揚げ開始を要請した。その結果、葫蘆（コロ）島からの邦人引揚げが開始され多くの命が救われた。

飯山市教育委員会
教育長　長瀬　哲

旧満州からの引揚げに尽力した丸山邦雄氏の顕彰像除幕式

新型コロナウィルスの感染拡大により、飯山市の諸行事にも大きな影響が出ております。当初、6月に予定されておりました丸山邦雄氏の顕彰像除幕式が11月7日に延期をすることになりました。アメリカより邦雄氏の御子息ポール邦昭氏の来日の予定もあり、早めに延期と決定を致しました。丸山邦雄氏の顕彰像は猪瀬清四朗氏（秋津出身）により素晴らしい像が完成しており、飯山の地に来るばかりになっております。

新たに見つかった1通の手紙

さて、丸山邦雄氏の資料は調査を継続しておりますが、この3月、ふるさと館の学芸員により富倉で発見された新資料は、富倉の上野喜一氏へ丸山邦雄氏があてた1通の手紙です。手紙は、丸山邦雄氏が昭和17年（1942）4月30日、東条英機内閣下での衆議院議員総選挙に立候補した際に、富倉の上野喜一氏等に応援を依頼したものです。

内容は邦雄氏の立候補声明文と推薦文です。邦雄氏は非推薦候補でした。翼賛会の推薦がなかったので厳しい選挙でした。

それだけに邦雄氏の声明文は固い決意が伝わってくる内容です。また推薦者の名前を見ると、頭山満が筆頭にあり、次に鵜沢総明（前明治大学総長）・志田鉀太郎（明治大学総長）と続き、上野喜八（会社社長）など総勢十五名の推薦人が見えます。各界から推薦をされています。

不明だった経歴が明らかに

今回の新資料では、今まで不明であった邦雄氏の大学入学前の経歴がはっきりしたことです。選挙立候補の声明文に、大正9年（1920）17歳、陸軍現役志願兵として、高田歩兵第五十八連隊留守隊に入隊、大正14年（1925）22歳、満期除隊（軍曹）とあり、大学入学前の経歴が判明しました。

さて、丸山邦雄氏の顕彰像除幕式が無事行われることを願っていますが、時節柄、市民の皆さま方のご健康とコロナウィルスの壊滅を祈念し、顕彰像除幕式の延期のお知らせとさせていただきます。

0269-62-3111（代表）
0269-62-5990（3階代表）

第二期子ども子育て支援事業計画の策定

子どもたちの育成と子育て支援のための各種事業は、平成27年度に策定した31年度までの5カ年間を計画期間とする「飯山市子ども・子育て支援事業計画」により実施してきました。

この計画期間が終了することに伴い、子育て世帯へのニーズ調査の結果や、子ども子育て会議等の意見要望を踏まえ、現在令和6年度までを計画期間とする「第二期飯山市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。

計画書の概要につきましては、今後、市ホームページに掲載する予定です。

市内小中学校の校長・教頭紹介

◆小学校◆

○秋津小学校長	井　康俊	幸彦
教頭	戸　正	幸伸
○飯山小学校長	澤　義敦	和子
教頭	原　守居	秀一
○泉台小学校長	澤　英直	昭史
教頭	居　松山	子樹
○常盤小学校長	吉　裕直	子也
教頭	小林　永賢	利
○戸狩小学校長	村　塚　藤	須　中　大
教頭	沢　澤	西　澤
○東小学校長	中	裕子
教頭	大	直樹
○木島小学校長	須	博
教頭	中	幸

◆中学校◆

○城南中学校長	小　正	修
教頭	山　雅	矢
○城北中学校長	涌　木	
教頭	井　山	
	青　哲	
	富	

人権学習シリーズ

人権相談をご存じですか？

長野地方法務局飯山支局長　田中　信次

皆さんの毎日の生活の中で「これは人権問題ではないだろうか？」と感じたり、思い悩んだりすることがあったら長野地方法務局飯山支局に相談してください。

当支局内に事務局がある飯山人権擁護委員協議会には26名の人権擁護委員が管内市町村に配置されており、毎週火曜日午前9時から12時まで、当支局2階相談室において常設相談所を開設しております。

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらにして持つ権利」であり、子どもたちに対しては「命を大切にすること」「みんなと仲良くすること」と話しています。

人権擁護委員制度は、さまざまな分野の人たちが、地域の中で人権尊重思想を広め、住民の人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設されたものであり、諸外国にも例を見ないものです。

人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーであり、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。

法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、人権啓発活動を行っています。

相談は無料で秘密は厳守しますので、困ったことがあったら、お気軽にご相談ください。